市政マニフェスト

(平成24年度版)

平成 24 年 4 月 東大阪市

平成23年10月2日の市長選挙で野田市長が「住みたいまち」「住み続けたいまち」「人間を尊重するまち」「未来の礎築くまち」の創造に向け市民に約束した<三つの改革・再生><五つの基本政策>を柱とする41の選挙公約(施策)を実現するため、これを改めて市が取り組むべき課題として位置付け整理し、第2期の「市政マニフェスト」として取りまとめました。

「市政マニフェスト 平成 24 年度版」には、野田市長の 2 期目 4 年間に、公約の実現に向け市が取り組む 147 項目の事業の内容と、初年度である平成 24 年度に実施する具体的な取り組みの内容を明記しています。

市政マニフェストの推進にあたっては、PDCA サイクルの進行管理手法を用い、それぞれの<u>市政マニフェスト事業(Plan)</u>を、計画的に<u>実施し(Do)</u>、定期的な<u>検証・評価(Check)</u>のもと、<u>改善・見直し(Action)</u>を行い、より効果的・効率的な事業展開につなげていきます。

市政マニフェストの成果や達成状況などを定期的に公表し、市民のご意見も伺いながら、より効果的・ 効率的な取り組みは積極的に追加するなど、市政マニフェストをさらに発展・進化させ、「活力ある東大阪の 創造」を着実に進めていきます。

ー表の見方ー

| 項目 | 内 容 |
|---------------|--|
| 公約番号 | 41 項目の公約(施策)に<三つの改革·再生><五つの基本政策>の順に番号を付け、記載しています。 |
| 市政マニフェスト事業の内容 | 41 項目の公約(施策)を実現するために、市が 4 年間に取り組む内容(市政マニフェスト事業)を記載しています。 |
| 平成 24 年度の | 各市政マニフェスト事業の平成 24 年度に実施を予定している具体的な取り組み内容を |
| 実施予定内容 | 記載しています。 |
| 担当部局 | 各市政マニフェスト事業を担当する部局名を記載しています。 |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|----------|--------|--|--|-------------------|
| | <三つ | の改革・再生 > | | |
| | 1 . 市行 | 设所を変える - 市民に役立つ市役所に - | | |
| 01 | | 中長期財政運営の明確化 | | |
| | 1-1 | 財政規律の確保を図るため、財政運営の基本方針を策定します。 | ・中長期の財政収支見込みを示した財政運営の基本方針を策定 | 財務部 (財政課) |
| | 1-2 | 公有財産の効率的・効果的な管理・運用を図るための公有財産管理システムを構築します。 | ・新システム導入に向けた調整 ・登録内容の精査 | 財務部 (管財室) |
| | 1-3 | 新公会計制度を含めた他の方式の調査研究を継続し、財務情報に関する公表の精度向上をめざします。 | ・総務省の示す基準モデルを含め、民間企業の 手法に準じた精度の高い財務書類の作成、公 表 | 財務部 (財政課) |
| 02 | | 行財政改革の更なる推進 | | |
| | 2-1 | 新集中改革プランの各項目を着実に推進します。 | ・新集中改革プランの進行管理 | 経営企画部 (行財政改革室) |

| 公約 番号 | 事業 番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|------------|----------|---|--|--------------------------------|
| (02) 続き | 2-2 | 外郭団体が担っている事業を精査し必要に応じた見直しを行いながら、統廃合等を計画的に推進します。 | ・外郭団体統廃合等方針の時点修正・公園協会と環境保全公社の統廃合の実施 | 経営企画部 (行財政改革室) |
| | 2-3 | 各所属での徴収業務を支援するとともに、債権管理条例、債権管理マニュアルを策定するなど、市の徴収力の強化に努めます。 | ・収納確保対策行動計画実施状況調査・移管債権徴収事務実施(国民健康保険料等) | 未収金特別対策室 |
| | 2-4 | 市税の未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。 | ・市民税・固定資産税のコンビニ収納開始・他の手段による収納機会、手法拡大の検討 | 税務部 (納税課) |
| | 2-5 | 国民健康保険料の未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。 | ・滞納処分の実施 ・口座振替、コンビニ収納の促進 ・未収金特別対策室に一部の債権を移管 | 市民生活部 (医療保険室) |
| | 2-6 | 生活保護費返納金の未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。 | ・不正受給の未然防止・算定誤り等による返還金発生の防止・資力発生状況の事前確認の徹底・適正な債権管理の推進 | 福祉部 (生活福祉室) |
| | 2-7 | 母子寡婦福祉資金貸付金返還金の未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。 | ・債権回収会社等への業務委託 | 子どもすこやか部 (子ども家庭室) 子ども家庭課 |
| | 2-8 | 保育料未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。 | ・口座振替の促進・長期にわたる保育料未納者への法的措置に関する調査・検討 | 子どもすこやか部 保育室 保育課 |

| 公約 番号 | 事業 番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|------------|----------|---|--|------------------|
| (02) 続き | 2-9 | 市営住宅家賃の未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。 | ・代理納付制度の実施・支払い催告の徹底・戸別訪問指導の徹底・建物明渡しにかかる訴訟の提起 | 建築部 (住宅政策課) |
| | 2-10 | 市営住宅家賃の未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。 | ・代理納付制度の実施・支払い催告の徹底・戸別訪問指導の徹底・建物明渡しにかかる訴訟の提起 | 建築部 (住宅改良室) |
| | 2-11 | 医療費等の未収金について、回収に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。 | ・健康保険未加入者の早期発見をはじめとする 患者情報の早期入手 ・「高額療養費制度(限度額認定証)」「出産育 児一時金直接支払制度」等の患者への利用斡 旋 ・滞納者への積極的な面談及び定期的な督促・ 催告 | 総合病院事務局 (医事課) |
| | 2-12 | 奨学金返還率の向上のため、奨学金の滞納回収に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。 | ・債権回収委託業務の効果の検証 ・督促方法の見直しと強化 ・卒業後1年間の据置期間の廃止 | 学校管理部 (学事課) |
| | 2-13 | 入札の競争性、公平性、透明性を高め、事業者の利便性の向上や事務の効率化のため、電子入札(一般競争入札)の浸透と拡大を図ります。 | •一般競争入札の対象案件の拡大を検討 | 財務部 (調度課) |
| | 2-14 | 達・市内雇用等を含む)をさらに推進します。 | ・市内業者への優先発注のさらなる推進及び各部署への啓発・受注業者に対し、下請け等を市内業者に優先的に発注するよう依頼・要請 | 財務部 (調度課) |
| | 2-15 | 上下水道の業務統合、下水道事業の地方公営企業法全部適用、庁舎の統合について総合的に検討します。 | ・統合庁舎について上下水道局内で検討 ・業務統合について市関係部局と協議 | 上下水道局 (経営企画室) |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|----------|------|--|--|-------------------------|
| 03 | | 市民の立場に立った市民対応【市民に信頼される市役所に】 | | |
| | 3-1 | 市民対応の向上を図るため、研修等の事業を実施し、各職場での取り組みを促進します。 | ・職員研修事業等の実施 | 行政管理部 (人材育成室) |
| 04 | | 職員パワーアップ人事政策の推進 | | |
| | 4-1 | 人事政策実施プランの各項目に取り組み、人材育成、職員の能力活用の仕 組みを確立します。 | ・昇任試験(主任・総括主幹)の実施・ポスト公募の実施・人事評価の実施 | 行政管理部 (人材育成室) 人事課 |
| | 4-2 | 民間経験者の活用が有効な業務等の検討を行い、採用を実施します。 | ・職種、補職、年齢、採用者数など受験資格の 決定 ・採用試験の実施(平成25年4月採用職員) | 行政管理部 (人材育成室) 人事課 |
| | 4-3 | 女性管理職30%の目標達成をめざします。 | ・個々の能力と適性を十分見極めながら女性職員の積極的な登用の継続 ・主任以上の職員のうち女性職員の割合 30% ・課長以上の職員のうち女性職員の割合 16% | 行政管理部 (人材育成室) 人事課 |
| | 4-4 | 第3次男女共同参画推進計画における各種審議会の女性委員の参画率の目標値40%をめざします。 | ・各種審議会の所管課に対して、女性委員の参画についてはたらきかけを強化 ・各種審議会の女性委員の参画率 31% | 人権文化部 (男女共同参画課) |
| | 4-5 | 職員の市内在住奨励策の実施を検討します。 | ・実施に際しての問題点の把握・整理・具体的な実施方法の検討 | 行政管理部 (人材育成室) 人事課 |

| 公約 番号 | 事業 番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|----------|----------|--|--|------------------|
| 04 続き | 4-6 | 「任期の定めのない短時間勤務制度」の早期の制度化を国に要望します。 | ・任期の定めのない短時間勤務制度の早期法 制化を求める要望書の提出 | 行政管理部 (職員課) |
| 05 | | 公共施設の配置及び管理方法の最適化を図り、利用者サービ | スの向上と管理コストの削減 | |
| | 5-1 | ファシリティ・マネジメントについて調査研究を進め、本市に適した推進手法を検討し、公共施設マネジメントの基本方針を定めます。 | ・先進都市の視察・庁内における啓発活動・検討会議の開催・基本方針の決定 | 経営企画部 (資産経営室) |
| | 5-2 | 老朽化や耐震問題等の課題を抱える東地区の公共施設について適正な配置と効率的な管理運営を検討し、課題解決を図ります。 | ・四条の家、東診療所跡地の活用計画の策定・旭町庁舎、東体育館などの整備方針の決定 | 経営企画部 (資産経営室) |
| | 5-3 | 東大阪市営住宅ストック総合活用計画に基づき市営住宅の集約建て替えを 促進します。 市営住宅長寿命化計画を策定します。 | ・近鉄奈良線以北木造住宅集約建て替え事業の高井田Ⅱ期住宅完成・長寿命化計画素案の作成 | 建築部 (住宅政策課) |
| | 5-4 | 東大阪市営住宅ストック総合活用計画に基づき市営住宅の集約建て替えを 促進します。 市営住宅長寿命化計画を策定します。 | ・北蛇草住宅建て替え実施設計及び工事・荒本住宅建て替え基本・実施設計・長寿命化計画素案の作成 | 建築部 (住宅改良室) |
| 06 | | 窓口業務の市民の利便性向上 | | |
| | 6-1 | 行政サービスのワンストップ機能を拡充します。 | ・市民の利便性向上の観点から窓口業務を点検 ・公共施設の再整備・再編にあわせた窓口業務の集約化の検討 | 市長公室 (政策調整室) |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|------------|--------|--|---|--------------------------|
| (06 続き) | 6-2 | 業務の委託化などにより窓口業務のサービスの向上を図ります。 | ・医療保険室の一部窓口業務を委託 ・委託により市民サービスの向上が期待できる 業務の検討 | 経営企画部 (行財政改革室) |
| | 6-3 | 市内に旅券(パスポート)の申請・交付窓口を設置します。 | ・市内に新たにパスポートの申請・交付窓口を 設置 ・窓口設置に向けた職員研修等を実施 | 市民生活部 (市民総務室) |
| 07 | | 東大阪新都心(長田・荒本地区)の更なる活性化促進 | | |
| | 7-1 | 大阪府等との連携を強化し、新都心地区を整備します。 | ・新都心整備推進機構において長田駅周辺のまちづくりに関する提言を実施 | 建設局(建設企画総務室) |
| | 2 . 学村 | 交を変える - 限られた財源を教育へ重点的に配分 - | | |
| 08 | | 開かれた学校園づくり【地域と連携で学校運営】 | | |
| | 8-1 | 学校協議会からの提言や助言を受けて、学校園の運営を改善し、その状況を 公表します。 | ・各学校園において学校協議会を年間3回以上 開催 ・学校教育自己診断やアンケート等を活用し、 学校の取り組みのPDCAサイクルを充実 | 学校教育推進室 |
| | 8-2 | 地域教育協議会の活動が、家庭教育・学校教育活動へ重点的に展開できるよう支援します。 | ・各地域教育協議会からの実績報告から活動内容を検証 ・放課後学習や読書活動、朝のあいさつ運動、「早寝・早起き・朝ごはん」運動などの展開を支援 | 社会教育部 (青少年 スポーツ室) |

| 11.45 | 車器 | | | |
|------------|------|---|---|------------------|
| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
| (08) 続き | 8-3 | 地域活動の場として活用可能な教室を開放します。 | ・学校園の実態にあわせて活用可能な教室の 積極的な開放を促進 | 教育総務部 (施設整備課) |
| 09 | | 未来を見据えたハイレベルの「知・徳・体」教育創造 | | |
| | 9-1 | 児童・生徒が本物の文化芸術にふれる機会を拡充します。 | ・文化庁文化部、大阪府府民文化部の文化芸術体験にかかる諸事業への参加を促進 | 学校教育推進室 |
| | 9-2 | 生徒のニーズに応じたクラブ活動の運営や専門的に指導できる人材の支援など、クラブ活動の活性化に向けての支援を強化します。 | ・地域人材等を有効活用し、学校園教育支援協力者活用事業(クラブ枠)を実施・クラブ活動推進事業を実施 | 学校教育推進室 |
| | 9-3 | 食に関する指導の全体計画に基づいた「食育」の指導・授業を増やします。 | ・食に関する指導の時間を増加 ・栄養教諭による食に関する指導を充実 | 学校教育推進室 |
| | 9-4 | 地産地消食材の調達、食器の更新、保護者の啓発など、子どもたちに最も身 近な「食育」の教材として、学校給食を充実させます。 | ・大阪府内において、学校給食の規格に合う農産物の生産農家を増加させる取り組みを実施・家庭での食育推進のため、児童・保護者を対象に学校給食メニュー料理教室を開催 | 学校管理部 (学校給食課) |
| | 9-5 | 児童・生徒のコミュニケーション能力を育成し、異文化に対する理解を深め、 中学校における英語力の向上を図るなど、グローバルな人材育成を目的とし た英語教育を推進します。 | ・各学校園に外国語指導講師(ALT)を派遣 ・「使える英語プロジェクト」を、3中学校区におい て実施 | 学校教育推進室 |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|------------|------|--|--|------------------|
| (09) 続き | 9-6 | 全国(大阪府)学力・学習状況調査の平均正答率を向上させるため、学力向上対策学校支援事業を実施します。 | ・組織的な学力向上の取り組みを推進するため 全小・中学校に学力向上支援コーディネーター を配置 ・落ち着いた学習環境を醸成し学力向上のベースをつくるため、生徒指導上の課題を抱える小・ 中学校への支援を実施 | 学校教育推進室 |
| | 9-7 | 中学校で学校給食を実施します。 | •配膳室整備調查•計画策定 | 学校管理部 (学校給食課) |
| | 9-8 | 小学生の熱中症予防のため、普通教室にドライミストを計画的に整備します。 | ・ドライミストの設置 | 教育総務部 (施設整備課) |
| 10 | | 家庭との連携で学力向上 | | |
| | 10-1 | 「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。 | ・「家庭教育の手引書」に「早寝・早起き・朝ごはん」の内容を盛り込み、青少年の育成に関わる指導者、保護者に配布・11月の青少年健全育成強調月間の取り組みに「早寝・早起き・朝ごはん」の内容を取り入れ実施 | 社会教育部 青少年 スポーツ室 |
| 11 | | 「特別支援教育」の推進 | | |
| | 11-1 | 障害のある子どもに対する学校園での支援を一層充実します。 | ・特別支援教育支援員を8,000時間配置・スクールヘルパーを30人配置・学校介助員を配置・ケアアシスタントを10人配置 | 学校教育推進室 |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|------------|------|---|--|-------------------|
| 〔11 続き〕 | 11-2 | 障害のある子どもや、子どもの発達上の課題への対応のため、相談機能を充 実させます。 | ・相談員の連携による相談体制の強化 ・来所相談の待機が多い状況の緩和 ・市立幼稚園・小学校に教育相談・発達相談員 の定期派遣の拡充 | 教育センター |
| 12 | | 地域の力で学校規模適正化を推進 | | |
| | 12-1 | 学校規模適正化を図るため、「学校規模適正化基本方針」の説明会を校区の保護者、地域住民に実施し、統合委員会を設立するなど、統合校の開校をめざします。 | ・永和小学校・菱屋西小学校統合委員会の設立・太平寺中学校・俊徳中学校統合委員会の設立・大蓮東小学校・大蓮小学校統合に伴う事業費の精査 | 学校管理部 (学事課) |
| | 3.地 | 或を変える - 地域の福祉・教育ネットワークを確立 - | | |
| 13 | | 【地域が元気なまち】市民と協働でまちづくり 【市民パワー | -の組織化】 | |
| | 13-1 | 地域別計画の推進を図るため、その担い手となる市民の理解を得るとともに、全庁的な協働にかかる取り組みを強化します。 | ・市民の理解と合意形成を図るため、意見交換を実施 | 協働のまちづくり部 (市民協働室) |
| | 13-2 | 市民の自発的な意思によって組織される「(仮称)地域まちづくり協議会」の設置を促進するなど、東大阪市版地域分権を推進します。 | ・東大阪市版地域分権推進のための指針づくりに向けた調査・研究の実施 | 協働のまちづくり部 (市民協働室) |
| | 13-3 | 協働の推進を担う職員を選任し、市民との協働に向けた全庁的な体制整備を進めます。 | ・庁内における協働の体制整備にかかる講座等 の実施 | 協働のまちづくり部 (市民協働室) |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|-----------|------|---|---|--------------------------------|
| 〔13 続き | 13-4 | 団体の自立や組織力の強化を図るため「まちづくりコーディネーター」を育成します。 | ・組織運営に関するマネジメント能力を備えた人 材育成を図る講座等の実施 | 協働のまちづくり部 (NPO・市民) 活動支援課 |
| | 13-5 | 花とみどりいっぱい運動を推進することにより、休耕や耕作放棄となっている農地に花の栽培を促し、市内の農空間と環境の保全を図ります。 | ・実施基準(補助額)の拡充 | 経済部(農政課) |
| | 13-6 | 大阪府が指定する農空間地域において、地域住民が主体的に取り組む耕作 放棄地等の解消事業(抜根・学童農園・体験農園等)を支援し、里山の景観保 全を図ります。 | ・大阪府が指定する農空間地域における耕作放 棄地解消事業を補助対象として拡充 | 経済部(農政課) |
| | 13-7 | 地域の緑化活動の中心となる人材(緑化リーダー)を育成します。 | ・緑化ボランティア養成講座を開催 | 土木部 (みどり対策課) |
| | 13-8 | 緑化リーダーを中心に、駅前広場や庁舎周辺といった公共施設等の緑化を進めます。 | ・ボランティアキャラバンの結成 ・公共施設等の緑化 | 土木部 (みどり対策課) |
| 14 | | ポランティア活動支援強化 | | |
| | 14-1 | 「東大阪市市民活動情報サイト(スクラムは〜と)」を活用し、市民活動の活性 化と協働を促進します。 | ・市民活動の情報の一元化 | 協働のまちづくり部 (NPO・市民) 活動支援課 |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 | | |
|----------|-----------|---|--|------------------|--|--|
| | <五つの基本政策> | | | | | |
| | 1.安 | 全安心なまちづくり - 防災、防犯のまちづくりを全国に発信 | [- | | | |
| 15 | | 市内建築物の耐震化を促進 | | | | |
| | 15-1 | 補助制度の充実など、民間建築物の耐震化を促進します。 | ·木造住宅耐震診断員派遣制度 200戸 ·耐震改修相談員派遣事業 200戸 ·耐震診断補助制度 35戸 ·耐震設計補助制度 35戸 ·耐震改修補助制度 35戸 | 建築部 (指導監察課) | | |
| | 15-2 | 小・中学校の校舎について、平成27年度に耐震化事業を完了します。 | ・耐震二次診断:小学校38棟・中学校28棟 ・耐震化工事設計:小学校31棟・中学校4棟 ・耐震化工事:小学校4棟・中学校1棟 | 教育総務部 (施設整備課) | | |
| | 15-3 | 「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき計画的に市有建築物の耐震化を図ります。 | ・東消防署額田出張所の耐震改修工事・西消防署長堂分署の耐震改修工事・東消防署石切出張所の建て替え設計及び工事・旭町庁舎・四条の家・東診療所の整備方針の決定 | 建築部 (建築営繕室) | | |
| 16 | | 【防災・防犯のまち】地震、水害など自然災害対策の推進 | | | | |
| | 16-1 | 災害時などに各部局が連携協力できる危機管理体制を整備します。 | ・各部局が連携し、不測の緊急事態・自然災害 に対応するための危機管理対応マニュアルの 整備 | 危機管理室 | | |

| 公約 番号 | 事業 番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|-----------|----------|--|--|---------------|
| 〔16 続き | 16-2 | | ・自主防災組織連絡会や関係団体との連携を強化し、実践的な訓練などを実施 | 危機管理室 |
| | 16-3 | 第二寝屋川以西の慢性的な浸水被害対策として既設管能力を補うため、増補管事業を推進します。 | ・新大蓮北幹線の整備・新岸田堂幹線の整備・新寿幹線の整備 | 下水道部 (計画課) |
| | 16-4 | 第二寝屋川以東に流域対応貯留施設を整備し、浸水被害の軽減を図ります。 | ・ 玉串小学校に校庭貯留施設を整備 | 下水道部 (河川課) |
| | 16-5 | 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域として指定された市有地6ヶ所について、土砂災害防止対策を進めます。 | ・日下町一丁目及び八丁目地内の市有地の崩壊防止対策工事の実施 | 財務部 (管財室) |
| | 16-6 | 崩落危険箇所のパトロールを行うとともに、災害時の影響が大きい危険箇所の整備を事業主体である大阪府にはたらきかけます。 | ・崩落危険箇所のパトロールを実施 | 下水道部 (河川課) |
| | 16-7 | 防災行政無線のデジタル化の整備計画を推進します。 | ・防災行政無線デジタル化整備検討会議の設置 | 危機管理室 |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|----------|------|--|--|-----------------|
| 17 | | 【防災・防犯のまち】消防施設、消防体制を整備し、消防力 | を強化 | |
| | 17-1 | 本市西地区の防災活動拠点である西消防署の機能を強化し、老朽化した出張所(5ヶ所)についても計画的に耐震補強又は移転・建て替えにより耐震化を図ります。 | ・西消防署の現地での建て替えにかかる基本計画の作成・東消防署額田出張所の耐震改修工事・西消防署長堂分署の耐震改修工事 | 消防局総務部 (総務課) |
| | 17-2 | 石切出張所を市域の北東部方面へ移転し、救急隊を増隊します。 | ・設計及び建て替え工事 | 消防局総務部 (総務課) |
| | 17-3 | 「火薬類取締法」「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(保安3法)にかかる権限の移譲を受け、製造所、貯蔵所、販売所等の許認可業務等を実施します。 | ・10月より移譲事務の開始 | 消防局総務部(総務課) |
| | 17-4 | 消防局の震災対策について見直しを行い、震災対策計画に基づいた消防車 両、資機材の整備などを進めます。 | ・震災対策用車両及び資機材の整備・隊員の活動物資の確保 | 消防局総務部(総務課) |
| 18 | | 【防災・防犯のまち】災害時要援護者の支援体制整備を推進 | | |
| | 18-1 | 避難所での要援護者に対する食料品、生活必需品、医療品などの物資を計画的に整備します。 | ・避難所での要援護者が必要とする物資の購入・避難所運営マニュアルの改訂 | 危機管理室 |
| | 18-2 | 大規模災害発生時に備え、災害時要援護者に関する情報管理をシステム化します。 | ・地域の支援者へ新システムによる地図情報の 提供 ・関係機関への情報提供 | 福祉部(福祉企画課) |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|----------|------|---------------------------------|---|--------------------------------|
| 19 | | 【防災・防犯のまち】街頭犯罪の発生を抑制 | | |
| | 19-1 | 自治会が設置する防犯灯に対し、設置費用の一部を助成します。 | 【新規】20W:12,000円 40W:15,000円 【更新】40W以上:15,000円 | 協働のまちづくり部 地域コミュニティ 支援室 |
| | 19-2 | 自治会が設置する防犯カメラに対し、設置費用の一部を助成します。 | ・20万円を上限に、費用の2/3を助成 | 協働のまちづくり部 (地域コミュニティ) 支援室 |
| | 19-3 | ひったくりなどの街頭犯罪防止に関する予防対策を強化します。 | ・街頭キャンペーンなどの実施 | 協働のまちづくり部 (地域コミュニティ) 支援室 |
| | 19-4 | 子どもたちの登下校時と学校園内の安全を確保します。 | ・愛ガード運動によって、児童の登下校時の見守り活動や校区の見回り活動を推進・学校園の校門付近の警備と校区内の子どもの安全パトロールを実施・子ども安全連絡網事業(ひがしおおさかスマイルネット)で学校情報を保護者の携帯電話やパソコンに提供 | 学校教育推進室 |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 | | |
|----------|--|---|---|--------------------------------|--|--|
| | 2 . 暮らしやすいまちづくり - 商店街が賑わう、元気はつらつ便利なまちづくり - | | | | | |
| 20 | | 【安心して子育てできるまち】子どもや家庭の状況に応じた | 子育て支援 | | | |
| | 20-1 | 国の「子ども・子育て新システム」に速やかに対応するとともに、保育所待機児童の解消に向けた取り組みを進めます。 | ・民間保育所を4ヶ所新設(計270名定員増) ・民間保育所を2ヶ所増改築(計20名定員増) | 子どもすこやか部 (保育室 保育課 | | |
| | 20-2 | 国の「子ども・子育て新システム」の動向を注視し、庁内の連携強化を図りながら、子育て支援にかかる幼稚園施策を実施します。 | ・預かり保育の継続実施 | 学校管理部 (学事課) | | |
| | 20-3 | 楠根リージョンセンターに子育て支援センターを設置します。 | •基本実施設計 | 子どもすこやか部 (子ども家庭室) 子育て支援課 | | |
| | 20-4 | 公立保育所・子育て支援センターを中心とした地域の子育てネットワークを拡充します。 | ・地域連携会議の拡充 ・保育ボランティアや子育て支援員等の養成講座を実施 ・子育て情報メールの配信開始 | 子どもすこやか部 (子ども家庭室) 子育て支援課 | | |
| | 20-5 | 若年者向け期限付き入居の募集枠を確保します。 | ・建て替え済団地(2DK以上)の空き家募集時に、期限付き入居枠を30%以上確保 | 建築部 (住宅政策課) | | |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 | |
|----------|-------------------------------|--|--|--------------------------|--|
| 21 | ラグビーワールドカップ2019試合会場を聖地「花園」に誘致 | | | | |
| | 21-1 | ラグビーワールドカップ2019の試合会場を聖地「花園」に誘致します。 | ・各種イベントの開催・参加・署名活動の実施 | ラグビーワールド カップ誘致室 | |
| 22 | | 【地域が元気なまち】商店街の賑わいづくりを支援 | | | |
| | 22-1 | 商業集積地における地域商業振興の担い手づくりと、商業者自らが施策メニューを利用できる体制づくりを支援し、地域の資源や人材を活かした地域に密着した商店街づくりを進めます。 | ・にぎわいづくり事業補助を実施・地域等連携事業補助を実施・商業集積地魅力アップ事業補助を実施・地域力強化事業補助を実施 | 経済部 (商業課) | |
| | 22-2 | 商店街が自ら空き店舗を活用して取り組む、チャレンジショップや商店街の魅力を高めるための店舗開設等を支援します。 | ・空き店舗活用促進事業補助金の活用促進 | 経済部 (商業課) | |
| 23 | | 「東大阪市の魅力」を市内外に発信(「住みたいまち・住み紀 | 計けたいまち 東大阪市」をアピール) | | |
| | 23-1 | 本市の自然や歴史、文化、産業などの資源を有効に利用した魅力アピールの進め方と「魅力あるまち東大阪」を発信する仕組みをつくります。 | ・本市の魅力アピールの方策を研究し、方針を決定 | 経営企画部 (企画室) | |
| | 23-2 | 児童・生徒がのびのびと屋外で遊べる環境づくりとして、学校施設(プール・体育施設等)を開放します。 | ・プール開放事業を、夏期休業中に20回実施・小学校の体育施設等を「子ども自由開放日」と「一般団体開放日」として開放・中学校の体育施設を子どもの遊び場及び地域スポーツの場として開放 | 社会教育部 (青少年 スポーツ室) | |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|------------|--|--|--|--------------------------------------|
| (23) 続き | 23-3 | 東大阪観光協会等の関係団体と連携し、本市の新たな観光資源の発掘やPRに取り組むとともに、「東大阪物産観光まちづくりセンター」等を活用し積極的に市の魅力情報を発信します。 | ・観光パンフレットやハイキングマップの作成・本市に関する特色ある商品並びに市内商業集積地域のまち情報、観光資源情報等を収集・発信 | 経済部 (商業課) |
| 24 | | 図書館の開館時間延長、祝休日の開館日を増やす | | |
| | 24-1 | 花園図書館、永和図書館、旭町図書館で平日の開館を9時から21時まで、土日祝日は9時から17時まで開館時間を延長するとともに開館日を増やします。 | ・永和図書館、旭町図書館については、引き続き実施に向けて検討 (※花園図書館では平成24年2月から実施) | 社会教育部 (図書館総務室) |
| 25 | | 公共交通等を活用した高齢者など交通弱者の移動手段につい | て調査検討 | |
| | 25-1 | 公共交通事業者と共に利便性の向上等による利用促進策について調査・検 討し、市民の移動手段の確保・充実に努めます。 | ・公共交通事業者との調査・検討会議を開催 ・路線情報や利用促進イベントの広報 ・新規バス路線の実現(吉田駅〜住道駅) | 土木部 (交通対策室) |
| 26 | 【地域が元気なまち】 おおさか東線JR長瀬・新加美駅間の新駅設置を早期実現 | | | |
| | 26-1 | 関係者(西日本旅客鉄道株式会社、大阪外環状鉄道株式会社、大阪府、大阪市、東大阪市)の連携を強化し、新駅設置の早期実現をめざします。 | ・環境影響調査の実施・都市計画決定及び事業認可取得に着手 | 都市整備部 (都市づくり課) (連続立体) 交差推進室 |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|----------|-------|---|---|-------------------------|
| 27 | | モノレール南伸を推進 | | |
| | 27-1 | モノレールの早期南伸について、関係機関に強くはたらきかけるとともに、大阪府及び沿線市とともに調査・研究を実施します。 | ・大阪中央環状モノレール建設促進会議総会の開催及び大阪府に対する要望活動を実施 ・モノレール既設区間等におけるまちづくりの視察と意見交換会を実施 | 経営企画部 (企画室) |
| | 3 . 人 | こ優しいまちづくり - 子ども、高齢者、障害のある人を支 | える地域づくり(福祉はまちづくり) - | |
| 28 | | 【地域が元気なまち】 高齢者や障害のある人を地域で支え合い | | |
| | 28-1 | 地域包括支援センターの機能強化・充実を図ります。 | ・相談支援体制の強化・関係部局と連携を強化するため庁内調整会議を開催 | 福祉部 高齢介護室 高齢介護課 |
| | 28-2 | 高齢者を支える・高齢者が支える「地域支え合い体制づくり」を推進します。 | ・角田総合老人センターを拠点とした活動サポート、ネットワークづくり、情報発信 | 福祉部 (高齢介護室 高齢介護課) |
| | 28-3 | 商店街とその周辺で活動するまちづくり団体が共同実施する「まちづくり活動 (高齢者または障害者支援に関わる活動)」を公募により実施し、高齢者や障害のある人に優しい商店街づくりを進めます。 | ・高齢者や障害のある人に優しい商店街づくり 事業の創設 | 経済部 (商業課) |
| | 28-4 | 商店街における案内や買い物支援を行うコンシェルジュの配置事業を実施し、高齢者や障害のある人に優しい商店街づくりを進めます。 | ・高齢者や障害のある人のための商店街コン シェルジュを配置 | 経済部 (商業課) |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|------------|------|---|---|---|
| (28) 続き | 28-5 | 平成25年8月に施行予定の(仮称)障害者総合福祉法に基づき、必要なサービス量の確保を行い、障害のある人の自立を支援します。 | ・障害福祉計画に基づく事業の進行管理 | 福祉部 (障害者支援室) |
| | 28-6 | 障害のある子どもに対し、成長段階に応じたきめ細かな支援を進めます。 | ・通所支援サービスの拡充 ・発達支援ネットワークによる関係機関の連携強 化 | 子どもすこやか部 (子ども家庭室 子育て支援課) |
| | 28-7 | 障害者(児)のライフステージに応じた専門的な支援サービスを提供する新障害児者支援拠点施設を整備します。 | ・機能、規模の検討 ・基本設計 | 福祉部 (障害者支援室) 子どもすこやか部 (子ども家庭室) こども家庭課 |
| | 28-8 | 体が不自由でごみ出しが困難な高齢者または障害のある人の在宅生活を支援するため、個別訪問による家庭ごみの収集を実施します。 | ・ふれあい収集の実施 | 環境部 (環境事業課) |
| 29 | | パリアフリーのまちづくり | | |
| | 29-1 | 玉串川跡地に遊歩道を整備します。(総延長=1,970m) | ・土地境界の明示確定 | 土木部 (道路整備課) |
| | 29-2 | 歩道端部の段差を解消し、バリアフリー化を推進します。 | ・歩道端部の段差解消 | 土木部 (道路整備課) |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|----------|------|--|--|--------------------------|
| 29 続き | 29-3 | JR徳庵駅の東側連絡通路にエレベーターを設置します。 | ・補償を必要とする建物の調査等 | 土木部(道路整備課) |
| | 29-4 | 高齢者や重度身体障害者(児)が地域で安心して生活できるよう、住宅改造に必要な経費の一部を助成します。 | •65歳以上の高齢者への住宅改造助成の実施 •重度身体障害者(児)(1級・2級)への住宅改 造助成の実施 | 福祉部 (障害者支援室) |
| | 29-5 | 近鉄奈良線の上り線について、平成25年度末の高架化をめざします。 | ・上り線高架化に向けた関係機関との協議 | 都市整備部 (連続立体) 交差推進室 |
| | 29-6 | 関係機関や市民協働による「自転車マナーデー」等の啓発活動を実施し、交通ルールの遵守とマナーの向上を図ります。 | ・交通安全教室、街頭キャンペーンの実施 ・自転車マナー向上等啓発活動の実施 | 土木部 (交通対策室) |
| 30 | | 人間を尊重し、子どもをいじめ・虐待から守る総合施策を推 | 進 | |
| | 30-1 | 高齢者虐待防止ネットワークの構築を進めます。 | ・啓発リーフレットの作成 ・研修会の開催 ・認知症を知る講演会・認知症サポーター養成 講座の開催 | 福祉部 (高齢介護室) 高齢介護課 |
| | 30-2 | ドメスティック・バイオレンス(DV)防止啓発のための事業を展開します。 | ・「女性に対する暴力をなくす運動のつどい」を 開催 ・男性向け相談を実施 ・出前講座の実施 | 人権文化部 (男女共同参画課) |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|------------|------|---|--|---------------------------------|
| (30) 続き | 30-3 | 民間シェルター等を支援し、DV防止啓発物品を作成するなど、DV被害者支援対策を強化します。 | ・民間シェルター等支援事業の実施 ・DV対策連絡会議(全体・地域)の実施 ・市民向け啓発リーフレットの作成 ・DVカードの設置場所の拡充 | 人権文化部 (男女共同参画課) |
| | 30-4 | DV被害防止対策を強化します。 | ・母子自立支援員のスキルアップ ・関係機関との連携強化 | 子どもすこやか部 (子ども家庭室) 子ども家庭課 |
| | 30-5 | 地域住民や関係機関との連携を図り、相談支援、人材養成、普及啓発、自死遺族支援等の自殺対策を実施します。 | ・相談会の実施 ・自殺危機初期介入ゲートキーパー養成研修の 開催 ・自殺予防啓発講演会の開催 ・自殺予防週間・自殺対策強化月間等啓発キャ ンペーンの実施 ・自死遺族わかちあいの会立ち上げを支援 | 健康部 (健康づくり課) |
| | 30-6 | 多重債務者相談を実施します。 | ・弁護士や司法書士による「多重債務者無料法 律相談」を月2回実施 | 市民生活部(消費生活)センター) |
| | 30-7 | 児童虐待を防止するための対策を強化します。 | ・相談体制、関係機関の連携強化 ・親子支援プログラム等予防施策の拡充 | 子どもすこやか部 (子ども家庭室) 子ども見守り課 |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 |
|------------|-------|---|--|---------|
| (30 続き) | | 児童虐待防止、いじめ防止のため、学校園での早期発見、早期対応への対策を進めます。 | ・東大阪市要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関と連携を強化 ・いじめの状況調査を市内全小・中・高等学校へ2ヶ月に1回実施し、実態状況を把握・個別事象の対応について、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・弁護士等の専門家を派遣し、学校園を支援 | 学校教育推進室 |
| | 30-9 | 児童虐待防止、いじめ防止のため、教職員への研修を進め、相談機能を充実 させます。 | ・教職員対象の児童虐待関連の研修を充実 ・東大阪市要保護児童対策地域協議会に参加 し、関係機関と連携を強化 ・市立幼稚園・小学校にいじめ防止対策相談員 を継続して派遣 ・子ども専用電話相談窓口「いじめ・悩み110番」 を継続して実施 | 教育センター |
| | 30-10 | 児童虐待防止、いじめ防止のため、児童・生徒・教職員・保護者へ啓発活動を 実施します。 | ・中学校区で教職員合同研修を実施(うち1回は、保護者や地域の方も対象) ・小・中学校で児童・生徒対象の啓発研修を順次実施 ・いじめ防止に向けた啓発ポスター・リーフレット等を、子ども・保護者に配布、各学校園の取り組みに活用、市民等に発信 | 人権教育室 |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 | | | | |
|----------|---|---|---|-------------------------|--|--|--|--|
| | 4.健康に生活できるまちづくり - 「健康トライ21」で予防重視型社会をめざす - | | | | | | | |
| 31 | 市民や市民グループの自主的な健康づくりを促進 | | | | | | | |
| | 31-1 | 市民グループや関係団体等と連携し、がん検診受診率の向上を図ります。 | ・がん検診推進事業(子宮・乳・大腸)の実施 ・がん検診の必要性など啓発活動を実施 ・がん検診の要精検者への受診促進 | 健康部(健康づくり課) | | | | |
| | 31-2 | 高齢者の健康づくりや介護予防に関する取り組みを進めます。 | ・ボランティアの育成と活動支援・介護予防活動グループのネットワークを整備 | 福祉部 (高齢介護室) 高齢介護課 | | | | |
| | 31-3 | 食育イベントの開催や食育推進ネットワーク会議への参画団体を増やし、「食育」を推進します。 | ・食育推進ネットワーク会議の実施・食育イベントの実施 | 健康部(健康づくり課) | | | | |
| 32 | 【安心して子育てできるまち】安心して子どもを生み、育てられるまちづくり | | | | | | | |
| | 32-1 | 妊婦健診制度の周知徹底や妊婦健診未受診者(3回以下)の個別支援等により、妊婦健診未受診者ゼロをめざします。 | ・広報活動の継続・国、大阪府への財政的支援の要望 | 健康部(健康づくり課) | | | | |
| | 32-2 | 関係機関との連携を図り、全日・夜間の小児救急医療体制を確保します。 | ・中河内医療圏小児初期救急広域運営事業の 実施 | 健康部 (地域健康企画課) | | | | |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 | | | |
|------------|------|---|--|--------------------|--|--|--|
| 〔32〕 続き | 32-3 | こども医療費助成制度の通院分を小学校卒業まで拡充します。 | ・年齢拡充について府内市町村の動向を見極 め検討 | 市民生活部(医療助成課) | | | |
| 33 | | 市立総合病院と救命救急センターとの連携強化により、地域医療の中核病院として確立 | | | | | |
| | 33-1 | 救命救急センターとの救急医療の連携体制を充実します。 | ・医師の採用・外科系救急外来の開設準備・合同災害訓練の実施・その他訓練、講習会の実施総合病院事(総務課 | | | | |
| 34 | | 文化芸術振興条例、文化政策ビジョンに基づく総合的な文化施策の推進 | | | | | |
| | 34-1 | 市民会館・永和図書館の建て替えに着手します。 | ・整備方針の決定 | 経営企画部 (資産経営室) | | | |
| | 34-2 | 「司馬遼太郎記念館」と周辺の地域資源を活用した「文化のまち」を市内外にアピールします。 | ・「文化のまち」関連イベントの実施 | 人権文化部 (文化国際課) | | | |
| 35 | | 全国高等学校ラグピーフットボール大会を全面支援 | | | | | |
| | 35-1 | 関係団体と連携し、全国高等学校ラグビーフットボール大会を支援します。 | ・思い出づくり支援事業の実施・支援活動、広報活動の強化・充実 | ラグビーワールド カップ誘致室 | | | |

| 公約 番号 | 事業 番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 | | | |
|----------|----------|--|--|------------------|--|--|--|
| 36 | | 市民との協働による環境啓発活動を推進 | | | | | |
| | 36-1 | 市民、事業者、民間団体等と協働し、ごみのない良好な環境を次世代に引き継ぐため、「(仮称)ごみのないきれいなまちをつくる条例」を制定します。 | ・条例制定に向けた調査研究の実施 | 環境部 (美化推進課) | | | |
| | 36-2 | 市民の環境意識の向上を図るため、学校園・市民等に対する啓発を強化します。 | ・小学校及び市民団体等に対する環境教育出前講座の拡充 | 環境部 (循環社会推進課) | | | |
| | 36-3 | 東大阪市地球温暖化対策実行計画(EACH20XX)に沿って、学校園の環境教育活動を推進します。 | ・豊かな環境創造基金を活用して、中学校の環境教育を充実 ・環境問題について、児童・生徒に関心を持たせ、意欲と実践力の向上を図るため、デジタル教材、副読本、環境家計簿等を活用・教員に対し環境教育研修を実施 | 学校教育推進室 | | | |
| | 36-4 | 東大阪市地球温暖化対策実行計画(EACH20XX)に沿って、学校園光熱水費の削減に努めます。 | ・学校園に対し、光熱水費削減の協力を要請 ・盾津中学校増築事業において太陽光発電シ ステムを導入 ・漏水なくし隊による漏水点検を実施 | 教育総務部 (施設整備課) | | | |
| | 36-5 | ごみの減量化のため、全市域で取り組まれているプラスチック製容器包装とペットボトルの分別収集を定着させ、地域の集団回収の取り組みへの支援を充実させるとともに、新たな分別システムの拡充を図ります。 | ・分別収集の定着化を図るための啓発活動 ・集団回収への支援実施 ・拠点回収システムの拡充 | 環境部 (循環社会推進課) | | | |
| | 36-6 | 家庭や事業所からの温室効果ガス排出を削減するため、環境家計簿事業の さらなる普及啓発に取り組みます。 | ・説明会や啓発イベントの実施 | 環境部 (環境企画課) | | | |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 | | | |
|----------|---------------------------------------|---|-------------------------------------|----------------|--|--|--|
| 37 | | 【ごみのないきれいなまち】都市公園を「やすらぎ交流の場」として整備【公園愛護会の活動を支援】 | | | | | |
| | 37-1 公園愛護会を積極的に支援し、市民の公園利用を促進します。 | | ・公園愛護会への各種支援を実施・アンケート調査の実施 | 土木部 (公園管理課) | | | |
| | 37-2 | 住民ニーズを踏まえ、都市計画公園再整備基本計画を策定し、計画的に再整備を進めます。 | ・計画の対象となる都市計画公園の現況調査 | 土木部 (公園整備課) | | | |
| 38 | 公共施設の省エネルギー・リサイクルを推進(LED化、高度処理水の活用など) | | | | | | |
| | 38-1 | 東大阪市地球温暖化対策実行計画(EACH20XX)の各項目を着実に推進します。 | ・東大阪市地球温暖化対策実行計画 (EACH20XX)の進行管理 | 環境部 (環境企画課) | | | |
| | 38-2 | 環境やトータルコストを考慮して、LED器具のほか、空調機器、受電設備などの省エネルギー機器を採用して公共施設の省エネルギー化を推進します。 | ・照明器具のLED化など | 建築部 (建築営繕室) | | | |
| | 38-3 | 水資源のリサイクルを推進するため、打ち水活動、樹木への水まきといった高度処理水の活用についてPR活動を実施します。 | ・市民及び庁内に向けたPR方法の決定 | 下水道部 (計画課) | | | |

| 公約 番号 | 事業 番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 | | | |
|----------|--------------------------------|---|---|-------------------|--|--|--|
| | 5 . 中4 | 小企業が元気なまちづくり - メイドイン・ジャパンを超え | .る東大阪ブランドづくりを支援 - | | | | |
| 39 | 【地域が元気なまち】工業集積の維持・継承の総合的な施策を展開 | | | | | | |
| | 39-1 | 中小企業が元気なまちづくりを進めるため、「(仮称)中小企業振興条例」を制定します。 | ・条例案の作成・市民意見の募集(パブリックコメントの実施など) | 経済部(経済総務課) | | | |
| | | | ・条例案の作成・市民意見の募集(パブリックコメントの実施など) | 経済部(モノづくり支援室) | | | |
| | 39-3 | 知的財産の活用を推進し、市内企業がつくり出す製品の高付加価値化を促します。 | ・「(仮称)特許取得支援事業」を創設 ・知的財産に関するセミナーの開催 | 経済部(モノづくり支援室) | | | |
| | 39-4 | 市内企業がつくり出す製品の高付加価値化を更に高めるとともに、「モノづくりのまち東大阪」で生み出されるデザイン製品を、世界に向けて発信します。 | ・デザインセミナーの実施・市内企業訪問の実施・デザインプロジェクト製品発表会の実施・海外へのデザイン製品プロモーションの実施 | 経済部 (モノづくり支援室) | | | |
| | 39-5 | 市内企業がつくり出す最終製品を「東大阪ブランド製品」として認定し、国内外へ向け効果的、総合的に情報発信するとともに、「モノづくりのまち東大阪」の企業の優位性や「東大阪ブランド製品」が広く認知されるような取り組みを進めます。 | ・都市ブランド構築に向けた情報発信の高度化 ・新規認定企業の発掘 ・製品高付加価値化事業の実施 ・「東大阪ブランド」の海外向けホームページの 制作、海外での商標登録など | 経済部 (モノづくり支援室) | | | |
| | 39-6 | ものづくりに対する興味を抱いてもらうため、子どもの頃からものづくりに触れる ことのできる機会を提供します。 | ・東大阪市少年少女発明クラブの活動支援 ・ものづくり教育支援事業を小学校で実施 | 経済部 (モノづくり支援室) | | | |

| 公約 番号 | 事業番号 | 市政マニフェスト事業の内容 | 平成24年度の実施予定内容 | 担当部局 | | | |
|----------|--|---|--|-------------------|--|--|--|
| 40 | | 【地域が元気なまち】市内製造業が取り組む最先端・成長分野の技術開発を支援 | | | | | |
| | 40-1 産業技術支援センターの計画的な機器整備を進めます。 | | ・表面粗さ・輪郭形状測定機、超微小硬さ試験 経済機、倒立型金属顕微鏡の3機器を更新 (モノづく | | | | |
| | 40-2 クリエイション・コア東大阪が「ものづくり支援拠点」として一層活用されるよう、 連携強化と機能充実を図ります。 | | ・MOBIOを活用した企業間交流を図るセミナーの開催 ・クリエイターズプラザの利用促進 | 経済部 (モノづくり支援室) | | | |
| 41 | 若年者などの就職、常用雇用を支援 | | | | | | |
| | 41-1 | 若者が働くことに魅力を感じ、市内企業の担い手となれるよう、若年者の就職、常用雇用を支援します。 | ・モノづくり人材育成塾の開催・「東大阪スタイル」の発行・就職面接会の開催・若年者等トライアル雇用事業の実施 | 経済部 (労働雇用政策室) | | | |
| | 41-2 | ニート、ひきこもり状態の若者の職業的な自立に向け、きめ細やかに支援します。 | ・地域若者サポートステーションによる出張相談や仕事体験等の実施 | 経済部 (労働雇用政策室) | | | |